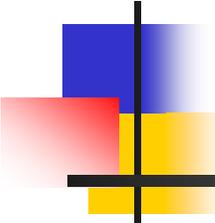


佐用町の検証委員会報告について

財団法人 ひょうご震災記念21世紀研究機構
人と防災未来センター 研究部
宇田川真之



本日のながれ

1. はじめに

H21台風第9号による被害の概要

2. 避難勧告・避難行動などの検討について

- ・避難勧告等の発信(基準、状況判断・・・)
- ・避難勧告等の伝達...
- ・住民の行動、避難場所、ハザードマップ・・・
- ・災害時要援護者、自動車・・・

水害における被害 (平成21年台風第9号)

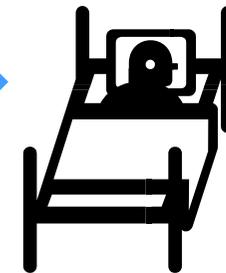
林春男先生の整理に準拠

■ 水害による被害の形態

1: **自宅**: 破堤による激流で、
家ごと破壊され



2: **自宅**: 体の不自由な方が、
移動できず



3: **屋外 (徒歩、車両)**:
避難、移動、通過
などの途中で



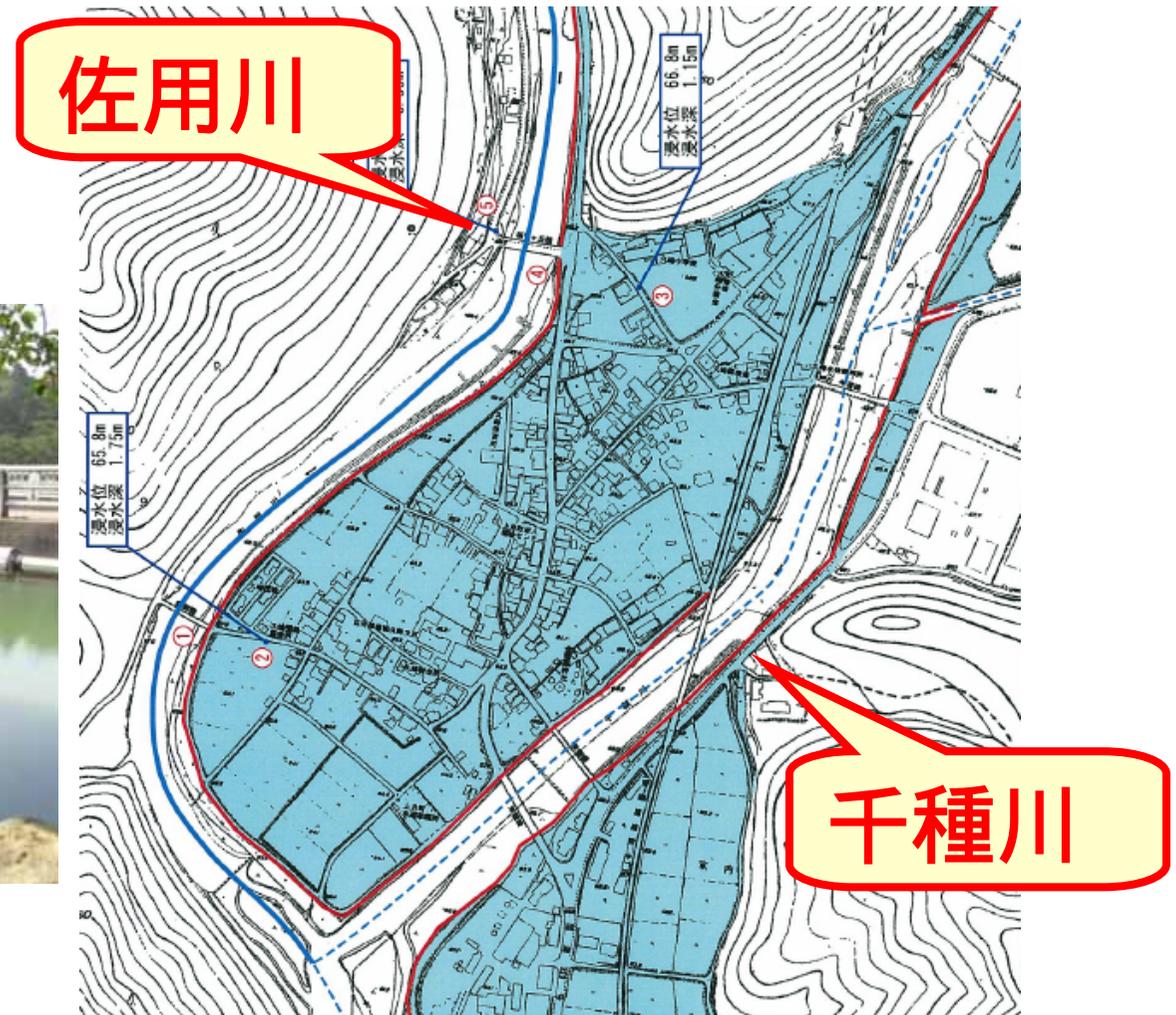
水害における被害 (平成21年台風第9号)

- 佐用町内の
数箇所で被害



水害における被害 (平成21年台風第9号)

- 佐用町
久崎地区



水害における被害 (平成21年台風第9号)

家は、壊れた。



家から立退避難していたため、
人の被害はなし

水害における被害 (平成21年台風第9号)

■ 水害による被害の形態

1: **自宅**: 破堤による激流で、
家ごと破壊され

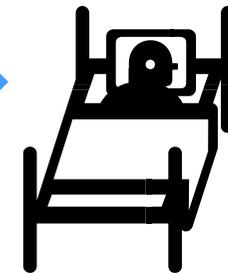


回避

早期の立退避難

2: **自宅**: 体の不自由な方が、
移動できず

犠牲



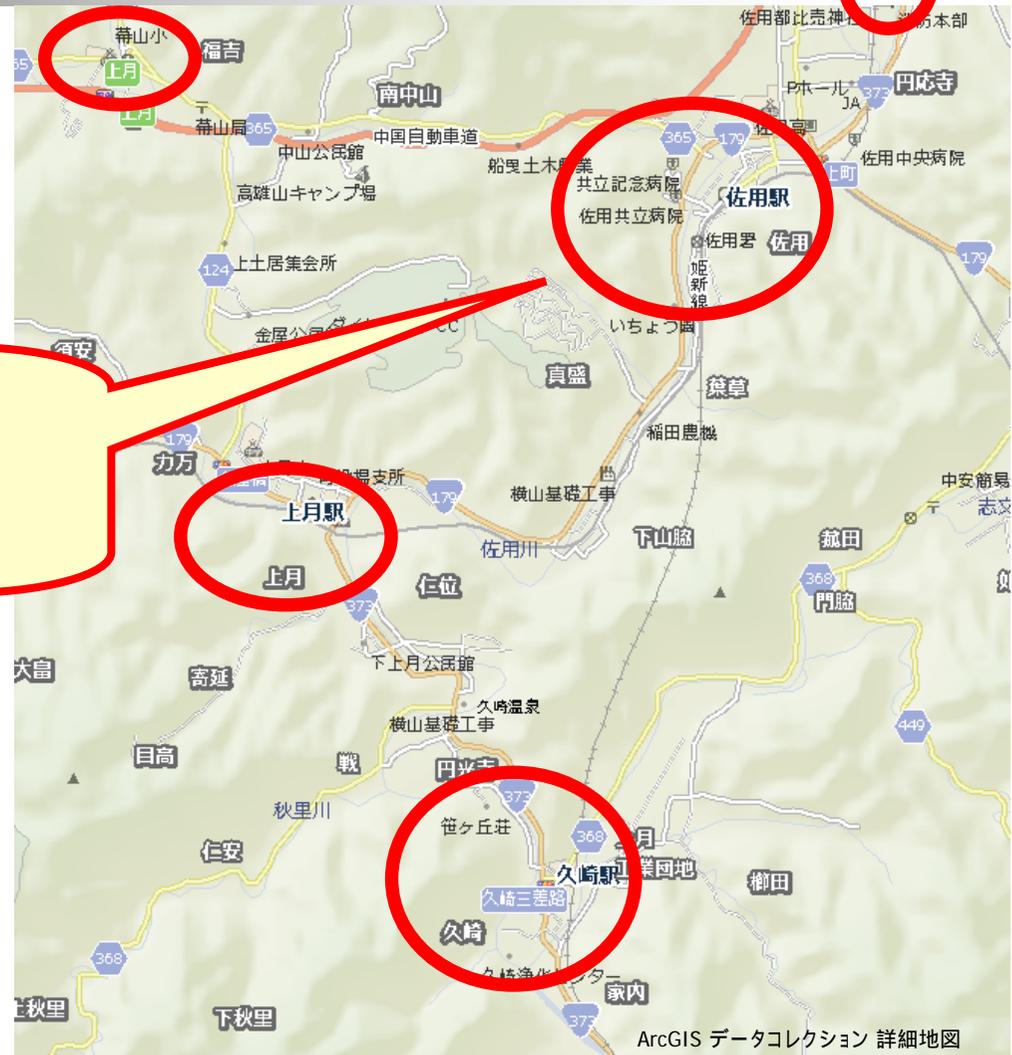
3: **屋外 (徒歩、車両)**:
避難、移動、通過
などの途中で



水害における被害 (平成21年台風第9号)

- 佐用町内の
数箇所被害

足腰の弱い方が、
浸水した自宅で



水害における被害 (平成21年台風第9号)

■ 水害による被害の形態

1: 自宅: 破堤による激流で、
家ごと破壊され

2: 自宅: 体の不自由な方が、
移動できず



平時に、近隣に立退避難できる場所
と避難支援体制の確保

災害危険時に、早期の情報と
地域による支援開始

水害における被害 (平成21年台風第9号)



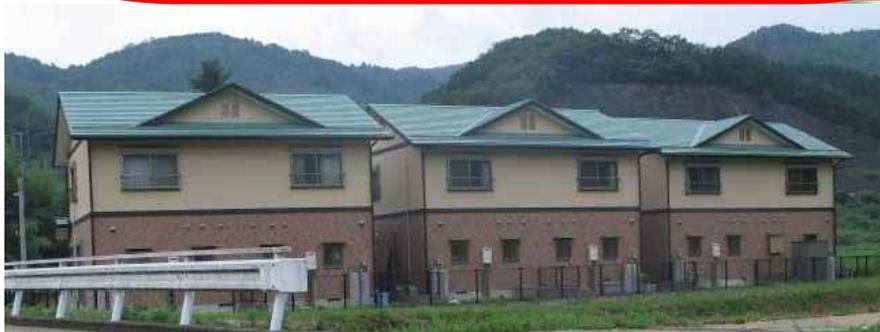
移動中の方

- ・徒歩(避難中:平屋・2階建)
- ・車(通過中、出勤中 など)

水害における被害 (平成21年台風第9号)

- どこで、多くの人々が亡くなったのか？

夜、水が溢れてた後に、
避難所に逃げる途中で、
水に、のみこまれた



水害における被害 (平成21年台風第9号)

■ 水害による被害の形態

3 屋外(徒歩・自動車):避難、移動、通過中

■避難中:徒歩(2階建、平屋から)

■移動中:車(家の用事)

■移動中:車(家から出勤)

■移動中:車(町外から出張中)

■通過中:車(地域外の方)



不要な外出(用事、立退避難)の抑制

屋内退避(2階)、近傍の高層階への垂直避難

危険領域の周知(事前・災害時)、侵入の抑制²

佐用町検証委員会 (概要)

■ 位置づけ

- 町の地域防災計画の改訂にむけた検証
- 河川整備計画等は、県の委員会扱いで対象外

■ 期間

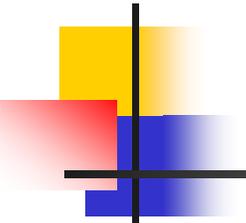
- 2010/1/26 ~ 2010/7/16(最終)

■ 報告書の構成

- 室崎益輝 関西学院大学災害復興制度研究所長
- 齋藤富雄 (財)兵庫県国際交流協会理事長
- 菅磨志保 大阪大学コミュニケーションデザインセンター特任講師
- 前林清和 神戸学院大学防災・社会貢献ユニット長
- 宇田川真之 人と防災未来センター 主任研究員

佐用町検証委員会

(概要)



■ 報告書の構成

- 第1編 災害対策本部体制、関係機関との連携
- 第2編 災害情報の伝達、**避難**の実施等
- 第3編 災害救援ボランティア活動の支援体制

台風第9号災害検証委員会報告書

(2 災害情報の伝達、避難の実施等)

1. 町からの避難勧告等の発信



1. 避難勧告等の判断指標
2. 避難勧告等の発令判断のための情報収集
3. 避難勧告等の発令の総合的判断と発信

2. 町からの避難勧告等の伝達



3. 地域における情報伝達と避難誘導



1. 防災行政無線(集落内放送)等による情報伝達
2. 消防団、自主防災組織による避難誘導
3. 地域における住民の避難行動(避難場所および経路)



4. 災害時要援護者への支援(在宅および施設)
5. 自動車移動者への情報伝達と誘導



1.町からの避難勧告等の発信 (1.避難勧告等の判断指標)

■ 計画

- 佐用地区・久崎地区などでは、
基準水位観測点での設定
- 本郷地区は、支川で水位観測点なし

■ 実態

- 氾濫注意水位、避難判断水位超過時点では、
避難準備情報、避難勧告等の発令はなし
- 発表情報内容には、
避難準備情報、避難勧告等の明解な区別なし

種 類	水位周知河川 (水位情報周知河川)	左記以外の中小河川、又は川に排水できずにはん濫した水(内水)時
対象河川	千種川・佐用川・志文川	左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 基準観測点の水位がはん濫注意水位(警戒水位)を超え、避難判断水位(特別警戒水位)に達すると予測されるとき。 観測点 はん濫注意水位(m) (警戒水位) 《千種川》 上三河(県) 2.10 《佐用川》 佐 用(県) 2.80 《志文川》 三日月(県) 1.60 《千種川》 久崎 3.60(注) 《佐用川》 円光寺 3.00(注)	<ul style="list-style-type: none"> 近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき。 各河川で堤防の決壊(破堤)、氾濫の危険性が高いとき。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 基準観測点の水位が避難判断水位(特別警戒水位)に達したとき。 観測点 避難判断水位(m) (特別警戒水位) 《千種川》 上三河(県) 2.50 《佐用川》 佐 用(県) 3.00 《志文川》 三日月(県) 1.80 《千種川》 久崎 4.20(注) 《佐用川》 円光寺 3.70(注)	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で浸水が拡大
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> はん濫危険水位(危険水位)(相当水位)に到達したとき。 観測点 はん濫危険水位(m) (危険水位) 《千種川》 上三河(県) ---- 《佐用川》 佐 用(県) ---- 《志文川》 三日月(県) ----	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で浸水が床上に及んでいるとき。
	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理施設の異常(漏水(堤防等からの漏水)等)を確認したとき。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理施設の決壊(堤防の決壊)、大規模異常(亀裂、大きな漏水(堤防等からの漏水)等)、越水(堤防等から水があふれる)を確認したとき。 	

(注) 千種川(久崎)・佐用川(円光寺)についてははん濫注意水位、避難判断水位の設定がないため、参考水位を表示

洪水による大きな被害が想定される浸水想定区域(水防法第14条)については、避難判断水位(特別警戒水位)(水防法第13条)等を指標として判断する。なお、判断に当たっては、上流域の状況、気象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行なう。

1.町からの避難勧告等の発信 (避難準備情報の基準について)

■ 背景

- 「水位だけでなく、総合的に判断する」との認識
過去にも、基準水位に達しても発令していない
- 氾濫注意水位超過時点で、雨が小康状態となった
- 具体的な災害時要援護者避難支援計画
(個別計画)が未策定
(民生員による名簿・マップは整備済)

1.町からの避難勧告等の発信

(2.避難勧告等の発令判断のための情報収集)

■ 気象・河川情報

- 兵庫県フェニックス防災システムを用いた情報収集
- 一部機能(水位予測システム等)の利用はなし
- 地方気象台とのホットラインの利用はなし



■ 現場情報

- 電話の量が膨大となるなか、ほぼ全員が架電対応を行なったため、情報の総合分析が困難
- 住民からの通報を整理・分析する
具体的なワークフロー・様式等の事前の準備なし

1.町からの避難勧告等の発信 (提言1)

■ 情報収集

- 観測・予測システムの有効活用
- 専門家(気象台予報官など)への問合せ
- 住民からの多量の電話通報を記録・処理する、
計画(ワークフロー・様式)、体制(分析担当者等)整備
- 計画的に現地モニターを設置



■ 情報分析

- 役場での、スタッフ機能の強化と、担当者の育成

1.町からの避難勧告等の発信 (提言2)

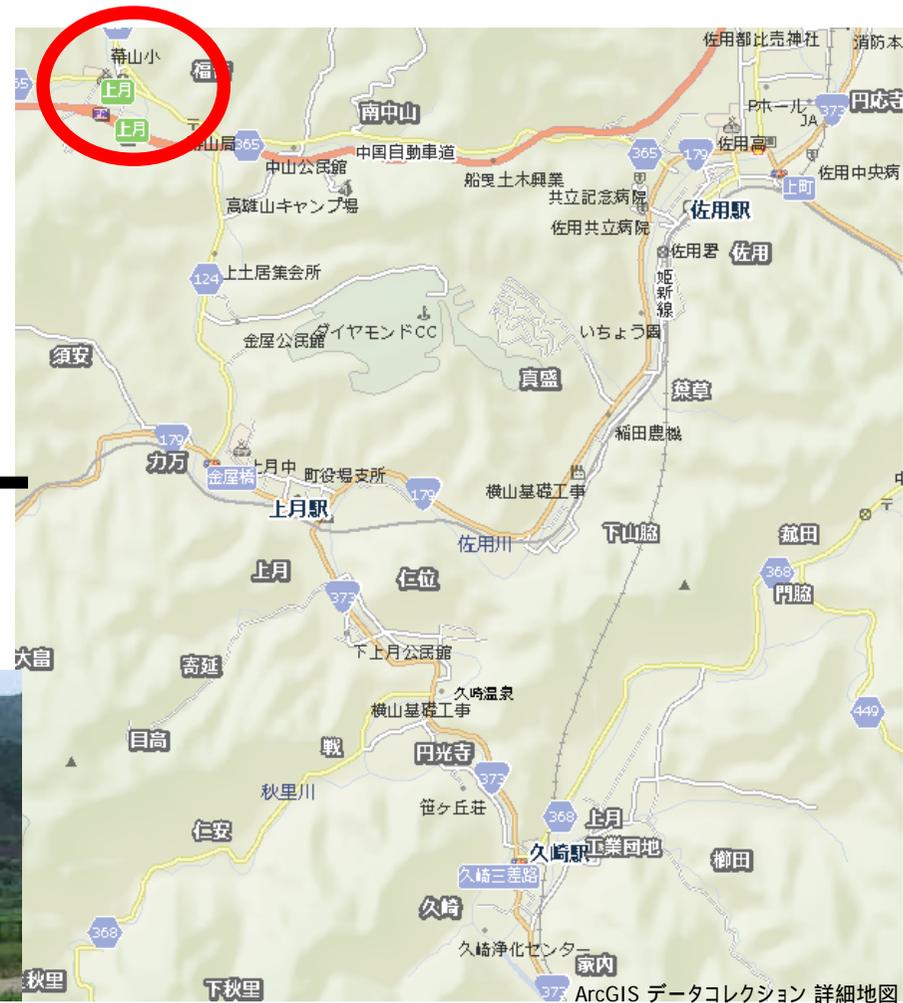
■ 情報発信

- 基準水位超過後は迅速に発令することを基本方針
- 避難準備情報は、とくに、早期に発令
 - 夕方の降雨予想等によっては、基準水位到達前でも発令
 - 空振り可能性については、事前に住民に周知・理解を
- 避難指示は、役場で危険を明確に把握できた際に
- 避難勧告等を発令する領域は、できるだけ細分化
- 放送内容を充実(行動指針など)
- 住民の判断・行動支援ため、避難勧告以外の情報も
- 町の発信する各種防災情報の説明を平常時から

佐用町の水害 (本郷地区)

■ 防災対策

- ~~ハザードマップ~~
- ・防災無線(戸別)
- ~~水位計~~
- ~~サイレン(水位連動)~~



佐用町検証委員会

(基本的な考え1/2(抜粋))

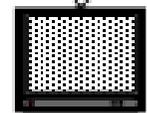
- 1 住民の視点に立った災害対応を行う
 - **住民**一人ひとりが自分で判断し、状況に応じた安全な行動ができるよう、平時から、防災知識を高め、家庭内で話し合う
 - **地域**では、集落内の身近なハザードマップづくりや避難訓練、支援体制などに取り組む
 - **町**は、地域での取り組みに必要な支援を行う。避難の考え方、基礎情報の提供、訓練への人材派遣など。
 - **住民・地域・町**が、各々の役割を認識して、住民・地域・行政の協働による災害に強いまちづくりを進める

2.町からの避難勧告等の伝達 (避難勧告等の伝達)

■ 計画・設備

- 防災無線を、緊急モードで放送
- 携帯メール、CATV、広報車等でも広報
- マスコミへの連絡については、記載なし
- 無線での放送文サンプルとして、簡単な例文

避難勧告 「 集落に避難勧告が発令されました。
川がはん濫する危険がありますので、 へ避難してください。」



■ 実態

- 防災無線を、通常モードで放送
- 携帯メール、CATV、広報車、マスコミは利用なし
- 住民へ、十分には行動指針は放送できず

2.町からの避難勧告等の伝達 (避難勧告等の伝達)

■ 背景

- 防災無線の災害時の担当者が、
平常時の担当者とは別部署に所属
- 携帯メールまでは手がまわらず
- CATVは、操作技術を有する職員を複数要したが、
自宅の浸水などで参集できず
- 避難のあり方(屋内退避を含む)の考えが未整理で
放送サンプルをつくることは困難

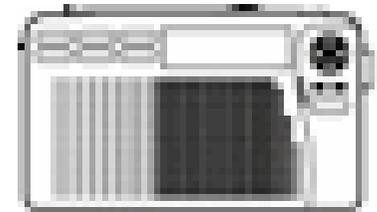
2.町からの避難勧告等の伝達 (佐用町:戸別受信機の聴取)

Q.水害の夜、防災無線の放送を聞きましたか。



戸別受信機(防災無線)

を全戸配布済み



戸別受信機(防災無線)の
放送を聞いてない者が6割

佐用川流域の浸水地区)
(久崎・上月・佐用・平福)

回収:648票

実施主体

- ・東京大学総合防災情報研究センター
- ・NPO 環境防災総合政策研究機構
- ・人と防災未来センター

戸別受信機(防災無線)を全戸配布していたが、聞けていない者が多い

2.町からの避難勧告等の伝達 (佐用町:避難勧告の聴取)

Q.水害当日、避難勧告を聞きましたか。



**避難勧告(全町発令)
を聞いていない者が7
割**

佐用川流域の浸水地区)
(久崎・上月・佐用・平福)

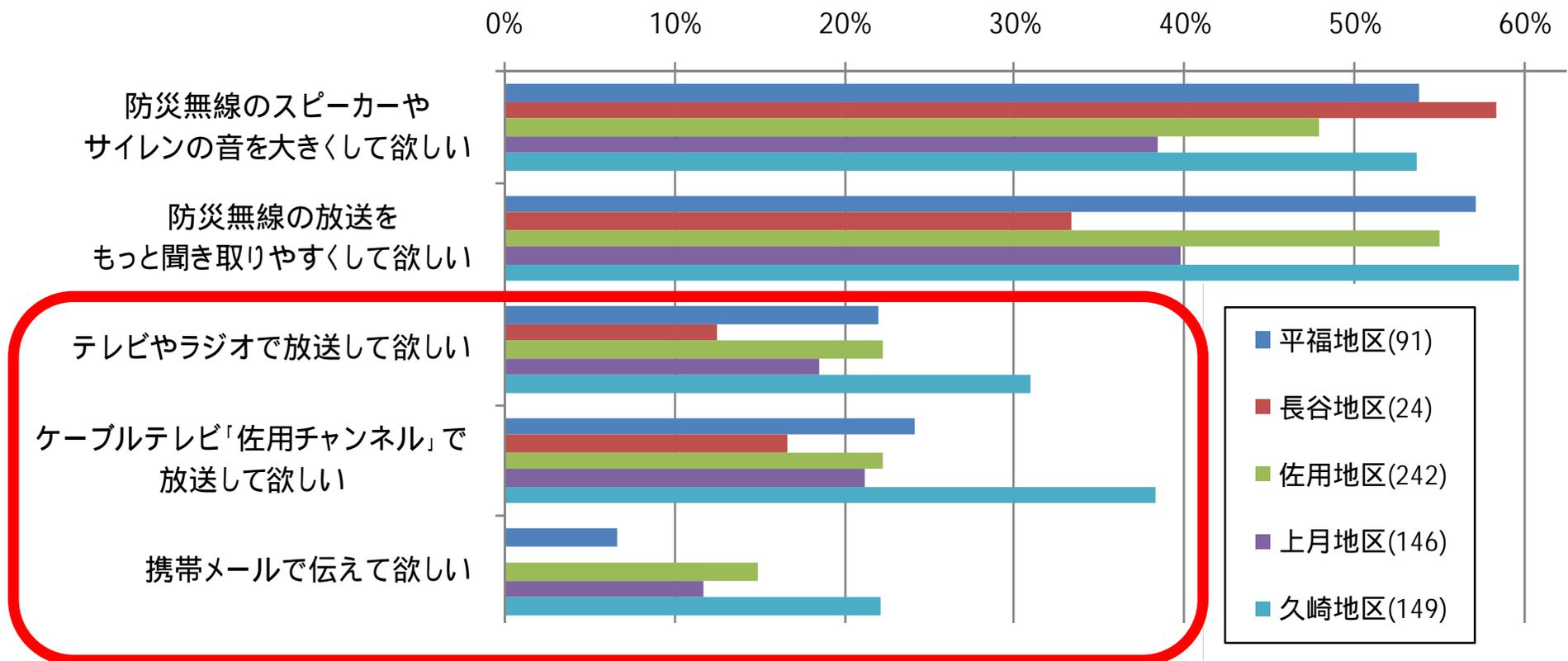
回収:648票

実施主体

- ・東京大学総合防災情報研究センター
- ・NPO 環境防災総合政策研究機構
- ・人と防災未来センター

2.町からの避難勧告等の伝達 (佐用町:避難勧告の聴取)

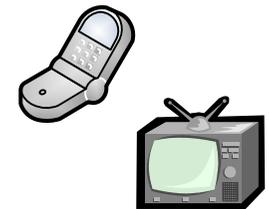
Q. 今後への要望



2. 町からの避難勧告等の伝達 (避難勧告等の伝達)

■ 提言

- 既存の情報ツールの有効かつ現実的な活用
 - 防災無線、携帯メール、マスコミなどの利用(担当明記)
 - CATVは、河川情報をリアルタイム配信
- 新たな情報伝達手段の導入を検討
 - エリアメール、公共コモンズ
- 情報伝達ツールを利用できるように職員の訓練
- 水害時の避難行動のあり方を町で整理し、放送文案として整理・準備するとともに、平常時から町民への周知



3. 地域における情報伝達と避難誘導 (情報伝達)

■ 計画・設備

- 各集落では、集会所等から集落単位で放送可能
- 各集落では自主防災組織などが整備

■ 実態

- 集落放送は、集落によっては、きめ細かい、地域の集落の放送が流された。
- その一方で、利用されない集落もあった。
- 久崎などでは、自治会等による組織的な、対応行動が行なわれた。



3. 地域における情報伝達と避難誘導

(情報伝達)

河川の増水が大きく上がっております。川の水位はほぼ、
さんの裏側の国道の面まで上がっておりますので1隣保、
2隣保、3隣保の皆さんは特に警戒に入ってください。
繰り返します。4隣保の人にも注意をお願い申し上げます。

前回の大水のときよりも水位が上がってきております。

隣保の方につきましては避難をしていただきたいと思
います。集会所の方で避難して頂いて水位が下がるのを待ちたい
と思います。

また、隣保以外の方でも裏山が不安な方については集会
所の方に避難していただけたらと思います。

3. 地域における情報伝達と避難誘導 (情報伝達)

■ 提言

- 集落内放送の利用を全地区で促進。
- 避難勧告は、町が出すことを基本とするが、状況に応じて、集落単独でも呼びかけをする
- 災害時に集落が流す放送内容等については、町が指針等(避難のあり方)を示す。
- 水害を想定した、地域住民による訓練の開催
開催の際には、町は、河川の専門家を派遣・調整を行うなどの支援をする

3. 地域における情報伝達と避難誘導 (避難場所)

■ 計画・設備

- 町では、41箇所の**指定避難所**を、被災後に生活を過ごす場所として設定
(浸水想定区域内に9、土砂災害危険区域内に15)

■ 実態

- 指定避難所のうち2箇所が床上浸水
(浸水想定区域内1箇所、計算対象外1箇所)
- 住民の多くが、指定避難所とは別に、近傍の集会所を一時的な**避難場所**として利用。
- 指定避難所・集会所への避難中に犠牲

3. 地域における情報伝達と避難誘導 (避難場所・避難経路・HM)

■ 提言(1/2)

- 住民一人ひとりが、それぞれの状況に応じた安全な避難方法を判断できることが望ましい
 - そうした水害に強い地域づくりに向けて、行政・地域・住民が協力して、町全体で取り組むことが重要。
- 町は、水害時の様々な状況毎に、住民が安全を確保するための方法を整理し、わかり易く住民に周知する
 - 夜間の内水氾濫の場合 自宅2階など
 - 土砂災害や堤防近くなど自宅が危険な場合 家から離れる

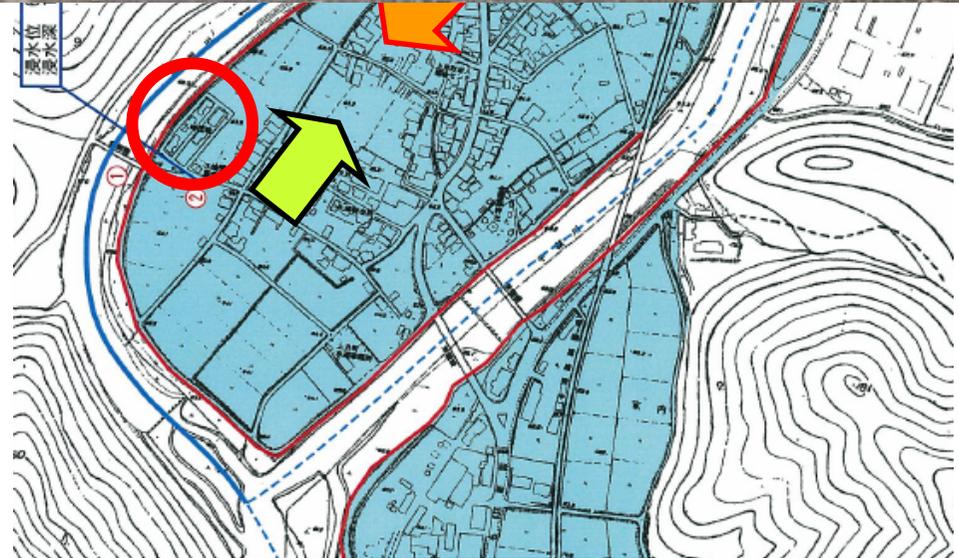
3. 地域における情報伝達と避難誘導 (避難場所・避難経路・HM)

■ 提言(2/2)

- 町が発信する防災情報や、ハザードマップについて、住民へ、分かりやすく周知啓発が必要
- ハザードマップは、支流域の危険性の明記のほか、水の浸水深さのみならず、自宅建物の条件や洪水時の流速などを勘案し、住民が安全確保をするための行動をとる際に参考となるように検討・作成
- **指定避難所**の安全性を災害ごとに、明示する
- 各家庭や地域では、それぞれに適した**一時的な避難場所**(集会所など)・経路について日頃から話し合っておく
- 町は、住民の避難場所への安全な避難のため、施設や避難経路の整備を図る



- **安全な
避難場所・避難路
の検討**



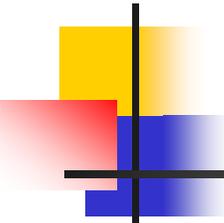
3. 地域における情報伝達と避難誘導 (災害時要援護者：在宅)

■ 計画・設備

- 民生児童委員が、要援護者台帳およびマップを作成済み。しかし、自治会等との共有はなし。
- 障がい者に配慮した、避難勧告等の伝達を地域防災計画に記載(聴覚障がい者へのFAXなど)
- 災害時要援護者の個別計画は未作成。

■ 実態

- 台帳・マップは、避難支援等に活用できず
- 障がい者等へ配慮した、情報提供はできず



3. 地域における情報伝達と避難誘導 (災害時要援護者：施設)

■ 計画

- 福祉施設には、避難勧告等の電話連絡を行う旨、地域防災計画には記載

■ 実態

- 福祉施設への、電話連絡は行われず

■ 背景

- 地域防災計画に記載はあったがで、具体的な役割分担等まで決められていない

3. 地域における情報伝達と避難誘導 (災害時要援護者:施設)

- やすらぎの家「さよう」
 - 自治会長さんが、施設からの、
入居者の避難を支援
 - 平常時の施設運営委員会に参画
 - イベントで地域の方と定期的に交流
- 精神障がい者のグループホーム
 - 役所・地域からの情報は、なし
施設間の連携、地域との交流



3. 地域における情報伝達と避難誘導 (災害時要援護者)

■ 提言

- 地域全体で災害時要援護者を支援する仕組みを構築
- 災害時要援護者マップは、地域で作成・共有
- 災害時要援護者台帳(民児協)の活用・共有化
 - 平常時の見守り活動との連動
 - 災害発生時・後の消防団・社協等との共有の事前ルール化
- 災害時要援護者への災害時の情報保障
- 要援護者施設の支援体制構築(平常時からの交流)
- 避難生活支援のため、福祉施設との協定締結

3. 地域における情報伝達と避難誘導 (災害時要援護者: マップ)

■ 支え合いマップ

災害時要援護者 支え合いマップ 作成マニュアル

災害の発生と拡大を防止するためには、自分たちの住んでいる地域が災害に対して、どのような状況があるのか、具体的に把握しておくことが大切です。

そのためには、高齢や障害単位で子どもや高齢者、障がいのある方などを含めたみんなが参加し、自分たちのまちを実際に調べて、地震・風水害・大規模火災などの発生を想定し、被災するどのような状況になるかを予測しておく必要があります。

大規模災害時には、初期が重要で、地域住民の互助が大変な命や財産を守ることに繋がります。平時から、「安否確認・避難支援登録シート」や支え合いマップを作成し、情報を共有しておきましょう。また、「安否確認・避難支援登録シート」で災害時の支援を希望した方には、自治会長や民生委員・児童委員などの皆さんが家庭訪問をして詳細な聞き取りを行い、目撃から要援護者と関わりがあって本人が手助けを望む人を複数決め、双方の同意を得て「支援者」として登録するなど、住民によるネットワークづくりをすすめます。

佐用町

1枚目のシートでは 地図に防災情報を書いて、防災マップをつくる

隣保や集落単位でまち歩きを行い、大出雲や風水害でどんなことがあるのかを想像しながらそれぞれの防災マップを作成し、防災のための情報をすべての住徒で共有しておきましょう。

準備するもの(例)

- ①住宅地図 (地図全体が確認できるもの)
- ②シール (オレンジ、赤、青、黄、緑、ピンク、黒)
- ③色えんぴつやマジック (赤、青、黄、緑、黒、白)
- ④透明シート (地図と同じ大きさのもの)

防災区分と色シールを指定し、地図上に記入した防災マップを基にして、自主防災組織の防災マップを作成します。

- ① 隣保や集落単位でまち歩きを行う一帯を調査範囲を設定
- ② 安否確認後向かう指定避難場所への経路確認
- ③ 地域での危険な箇所や危険のある場所 (過去の災害箇所や、危険箇所の確認)
- ④ 防災施設や安全な場所 (公園、広場、分館車庫、消火栓、貯水池、防火倉庫等の防災拠点に設定し資源 (病院、診療所、食料品店、河川等) の被害の避難所・一時避難所・指定避難所

地図と透明シートを準備し、色えんぴつやマジックなどで色を塗ります。

シート①の防災情報記入(例)

- 避難し集合場所 (一時避難所、指定避難所 (地図内にある場所)、避難経路)
- 危険区域 (土石流危険渓流、森林倒壊危険箇所、ブロック崩壊箇所)
- 防災関係施設・資材貯蔵施設 (消火栓、防火水庫、消防ポンプ庫、飲料用井戸水庫、防災資機材 (テント・担架等)、不仕住宅 (空き家))

2・3・4・5枚目のシートでは 要援護者などが分かる、支え合いマップをつくる

要援護者などが分かる、支え合いマップをつくる

要援護者となりうる人

- 65歳以上一人暮らし高齢者 (単独一人暮らし)
- 70歳以上の高齢者を含む世帯
- 認知症高齢者
- 身体障がい者
- 身体不自由者
- 視覚障がい者
- 聴覚障がい者
- 知的障がい者
- 精神障がい者
- 認知症状態のある人
- 上記に準ずる状態にある養育者など
- 乳幼児・妊婦
- 小学生
- 中学生
- 小学生
- 中学生

支援者

- 自主防災組織会長 (自治会長)
- 安否確認リーダー
- 安否確認サブリーダー
- (支援者)

近隣住民、自主防災組織、民生活員・児童委員、福祉協力員、ボランティア など

要援護者区分と色シールを指定し、防災マップを基にして、透明シートを重ね合わせた地図上に要援護者情報等を記入し、自主防災組織の支え合いマップを作成しましょう。

災害時の避難時に参考とする個人情報として、各個人が情報提供する「安否確認・避難支援登録シート」を活用し、その情報をもとに支え合いマップを作成しましょう。また、災害時に情報を提供することを条件に、同意をもらっておきましょう。

「安否確認・避難支援登録シート」の内訳(例)

- 世帯状況
- 代表者名 (世帯主) 住所/電話番号/所属家族名/性別/生年月日/日中の連絡先 など
- 家族状況
- 支援の有無/支援が必要な内容 (必要な保護・医療・福祉サービスの内容、避難支援の内容 (車いす・歩行介助) など/要援護者の避難支援者名 (自主防災組織・親 (祖)メンバーなど) ● 避難支援者は複数名で記入 (複数の避難支援者を確保)

● 要援護者の把握(例)

一人暮らし高齢者(単独一人暮らし)高齢者などで、行方不明に陥りやすい人	障害のある高齢者 (普段から障害者・児童委員が支援している人) ● 災害時と日常の対応が必要なし
日中は家族やサービス利用により介護を受けている人	広島の要援護者 ● 災害時や災害時に支援が必要

透明シートを重ね、要援護者・支援者別にシールを貼って把握しよう

3. 地域における情報伝達と避難誘導 (災害時要援護者: 情報伝達)

- イラストと
易しい日本語
の防災FAX



平常時に、
聴覚障がい者とともに、作成

2010年8月9日 19:20 佐用町からのお知らせ

くさき 久崎に、「避難勧告」が出ました。
すぐ、2階や近くの高い建物に上がって下さい！！

佐用町 から、もうすぐ
久崎の近くで、
水があふれ出しそうです。

あなたの家が、
マンション、2階がある家
なら
すぐに 上の階へ
逃げて下さい!

あなたの家が、
2階はない家なら
近くの高い建物に逃げて、
すぐに 上の階へ
上がって下さい!

佐用町 FAX:078-XXXX-XXXX



2010年8月9日 (水) 20:30 佐用町からのお知らせ

せんこうじ 田光寺に、「避難指示」が出ました。
すぐ避難所に行って下さい！！

佐用町 の水が
いっぱいになっています。
田光寺バイパス の近くで、
もうすぐ、冠水がこわれそうです。

田光寺バイパス のあたりの家は
とても危険です!

避難所が近い人は、急いで
避難所(学校や公民館)へ、
行ってください。

避難所が遠い人は、
近くの高い建物に逃げて
2階より上に
上がって下さい。

佐用町 FAX:078-XXXX-XXXX

3. 地域における情報伝達と避難誘導 (自動車)

■ 計画・設備

- 町は、パトロールで道路冠水状況を把握し、警察署と連携し、通行禁止等の措置
- NEXCO西日本は通行規制実施に際しては、周辺の道路管理者と協議・連絡

■ 実態

- 町域が広く、パトロールで冠水状況を掌握できず
- 町で通行禁止を全てはできず、消防団なども実施
- 高速道路の情報は、十分に、町には入らず

3. 地域における情報伝達と避難誘導 (自動車)

- 水害による被害の形態

3: 外出中(避難、移動、通過)に、路上で

町住民(4名)

- 移動中: 車(家の用事)
- 移動中: 車(家から出勤)

町外からの移動者など(4名)

- 移動中: 車(町外から出張中)
- 通過中: 車(地域外の方)



3. 地域における情報伝達と避難誘導 (自動車)

■ 提言

- 災害時に、各関係機関で交通情報を共有
- 高速道路から危険地域への流入車両の抑制
- 平時から、関係機関による協力体制を構築
- 地域での危険箇所への車両流入抑制の取組支援
- 水害時に、町から自動車移動者等へ防災情報を発信できる手段の導入(エリアメール)の検討
- 平常時から、水害時の車移動の危険性を周知
(ハザードマップ、機関への支障など)

確実な伝達・わかりやすい情報 (エリアメールの活用)

■ エリアメール

■ 基地局から、強制的に、一斉同時送信

エリアメールのメリット③

輻輳の心配なく、短時間で多数の携帯電話へ配信することが可能！！

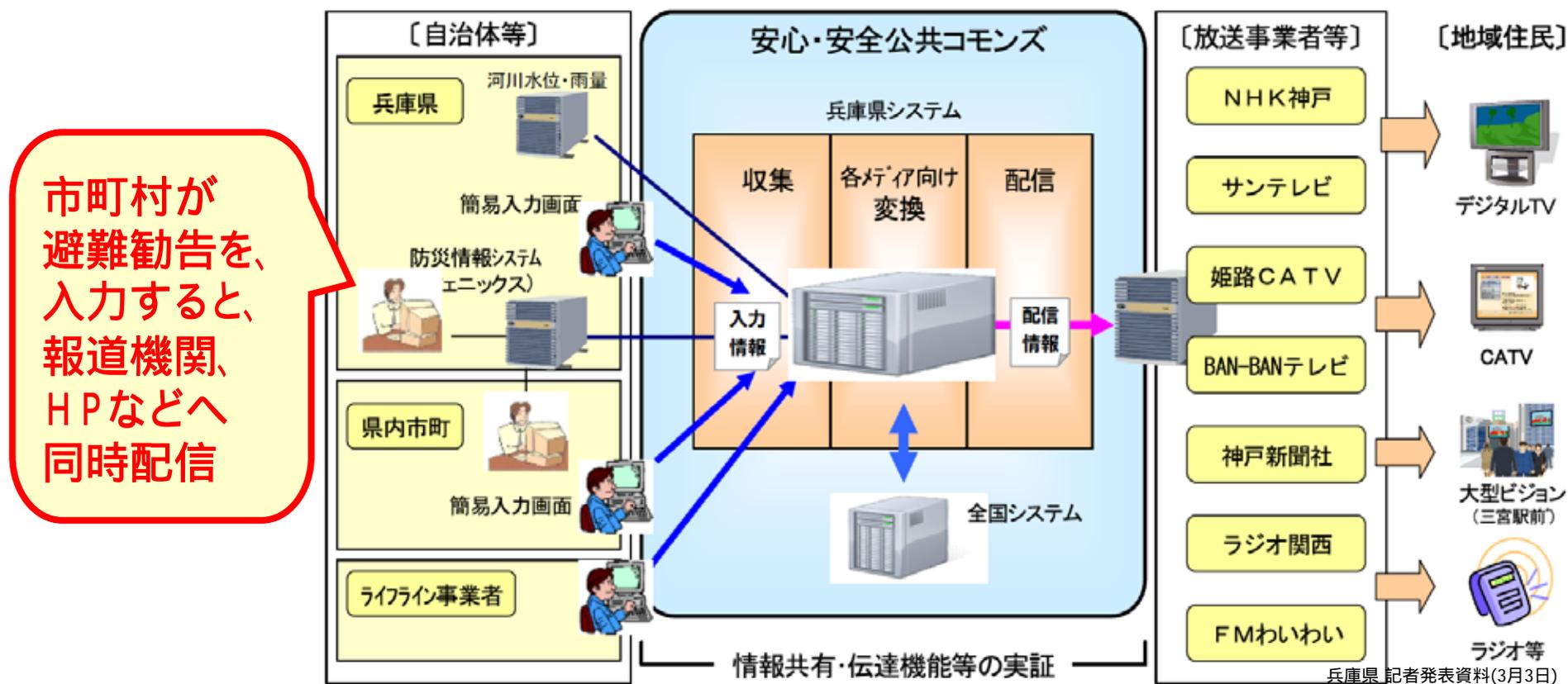


<http://www.nttdocomo.co.jp/service/safety/areamail/about/>

域内の全端末への一斉通報を行なう仕組み

確実な伝達・わかりやすい情報 (公共コモنزの活用)

■ 総務省(地域ICT利活用モデル構築事業)



避難勧告等を、一度の入力だけで、迅速かつ効率的に、複数のメディアで伝える

佐用町検証委員会

(基本的な考え1/2(抜粋))

- 1 住民の視点に立った災害対応を行う
 - **住民**一人ひとりが自分で判断し、状況に応じた安全な行動ができるよう、平時から、防災知識を高め、家庭内で話し合う
 - **地域**では、集落内の身近なハザードマップづくりや避難訓練、支援体制などに取り組む
 - **町**は、地域での取り組みに必要な支援を行う。避難の考え方、基礎情報の提供、訓練への人材派遣など。
 - **住民・地域・町**が、各々の役割を認識して、住民・地域・行政の協働による災害に強いまちづくりを進める

台風第9号災害検証委員会

(基本的な考え2/2(抜粋))

- 2 実践的なルールを策定し、着実に実行
 - 地域防災計画の総合的な見直し
 - 個々の職員の具体的な行動指針を整備
 - 実情に応じたルールの策定
 - 定めたルールに従った着実な実行
 - 町と地域・住民が連携した実践的な訓練の実施
- 3 迅速・確実に情報を伝達し、活用する
- 4 防災人材の育成など、
平時から防災力向上への取り組み